

仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改正後
<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>財政局理財部庁舎管理課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>財政局理財部本庁舎建替準備室</u>において処理する。</p>